

平成 17 年度「米国 FTA 知的財産戦略と我が国への示唆」に関する調査研究に係る
委託先の公募について

平成 18 年 3 月 1 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査研究目的

米国は全地球的な規模で FTA 交渉を積極的に推進しており、中・南米、中東、オーストラリアといった各地域の貿易相手国と FTA を締結するとともに、アジア諸国との FTA 交渉にも精力的に取り組んでいる。このような米国の動きの影響等を受け、中国を含む東アジアや東南アジアにおいても、FTA ないし経済連携協定 (EPA) 締結の動きが活発化している。我が国は、このような潮流に乗り遅れることなく経済的利益を確保していく観点から、シンガポール、メキシコとの締結に続いて、東アジアや東南アジアの各国との FTA / EPA 締結の動きを加速させている。

それらの FTA / EPA には知的財産権関連の規定が置かれ、知的財産権の保護強化が図られているが、特に米国が締約国の FTA においては、数多くの知的財産条項が設けられ、多国間条約である TRIPS 協定が規律する知的財産権保護水準を超える、TRIPS プラスの高い保護水準の確保を締約国に義務付けるとともに、権利執行面での強化も図っている。

我が国が東アジア地域やその他地域の貿易相手国との間で、FTA / EPA を通じた経済連携の強化を推進していく上で、知的財産条項を積極的に盛り込んでいくことが必要であると考えられる。その際、上記の状況に鑑みれば、米国の FTA 知的財産戦略を包括的に分析するとともに、米国が締約国となっている FTA の知的財産条項について、その意義、妥当性、さらには有効性を評価することが、我が国の FTA 知的財産戦略上、極めて重要な示唆が得られるものと考えられる。また、米国の FTA 知的財産条項で規定されている保護水準の我が国への均霈を確保するために、我が国がどのような点に留意すべきかについても、多国間協定上の規律とその射程を踏まえた上で検討することが必要である。

本調査研究は、米国が締約国である FTA にみられる知的財産戦略を整理するとともに、かかる FTA の知的財産条項を徹底研究することにより、我が国の FTA / EPA 知的財産戦略の策定及び実施に貢献しうる資料を作成、提供することを目的とする。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

下記(2)調査研究項目に基づき調査研究報告書案を作成し、平成 18 年 5 月に当組合知的財産権問題専門委員会において報告を行い、同委員会の審議を受ける。
調査研究結果を報告書に取り纏め、日本機械輸出組合に提出する。

なお、報告書は本文 70 ページ以上、資料を含め 100 ページ以上とする。

(2) 調査研究項目

米国が締約国である FTA (以下、「米国 FTA」という。) に見られる知的財産戦略
FTA 知的財産条項と多国間協定上の規律との関係
米国 FTA における知的財産条項の分析
米国 FTA 知的財産条項の国内実施と保護水準の均霑
我が国が締約国である FTA / EPA と、その知的財産条項の分析
米国の FTA 知的財産戦略の我が国への示唆

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限100万円(消費税は外税)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 18 年 5 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書1部、関係資料1部 (基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成18年3月1日～3月8日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP 掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成18年3月15日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当: 通商・投資グループ 江川

Eメール: egawa@jmcti.or.jp

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

以上